

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、どの児童にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、一人ひとりの児童の人権を守り、児童をいじめに向かわせないようにするために、本校では、全ての教職員が結束していじめの防止に取り組みます。

全ての児童が、いじめを行わず、また他の児童等に対して行われるいじめに気づきながらもこれを放置することがないようにするため、心身に及ぼすいじめの影響、人権の侵害など、いじめの問題について児童の理解が深まるように、具体的な方策を考え、それを実施します。

また、いじめは学校だけでなく、様々な場所で起こりうるものであることを踏まえ、家庭や地域、その他の関係者・関係諸機関との連携を深めていき、児童が多くの人と関わり、多くの目で見守られるようにしていくよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

全ての児童が毎日安心して学校生活を送ることができるようにするため、ルールやマナーを守り、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加して、一人ひとりが活躍することができるような授業づくりや集団づくり・学校づくりを行っていきます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行い、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを推進します。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかわる時間を多くするように努めます。
- ・ すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査「ふじみっこせいかつしらべ」を6月と12月に実施します。また、随時「個人面談」を実施します。
- ・ いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようにスクールカウンセラーとの連携を深める等、相談体制の整備を行います。
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止委員会」等を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめへの早期対応

- ・ いじめ（またはその疑いがある行為）を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた児童（いじめを受けている疑いがある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を組織的・継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・ いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ からかったり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断を行います。
- ・ 出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性が高いということ、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、「ふじみっこせいかつしらべ」に質問項目を設けます。

(5) アンケートの保存期間

「ふじみっこせいかつしらべ」は、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。

3 「いじめ防止委員会（いじめの防止等の対策のための組織）」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、年に2回7月と12月に開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、委員会を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止委員会」の構成

○管理職、児童部総括教諭、児童指導担当、学年1名、養護教諭、教育相談コーディネーター（必要に応じ、参加者を校長が指名します）

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・管理職、児童指導担当者、学年主任、教務主任
- ※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

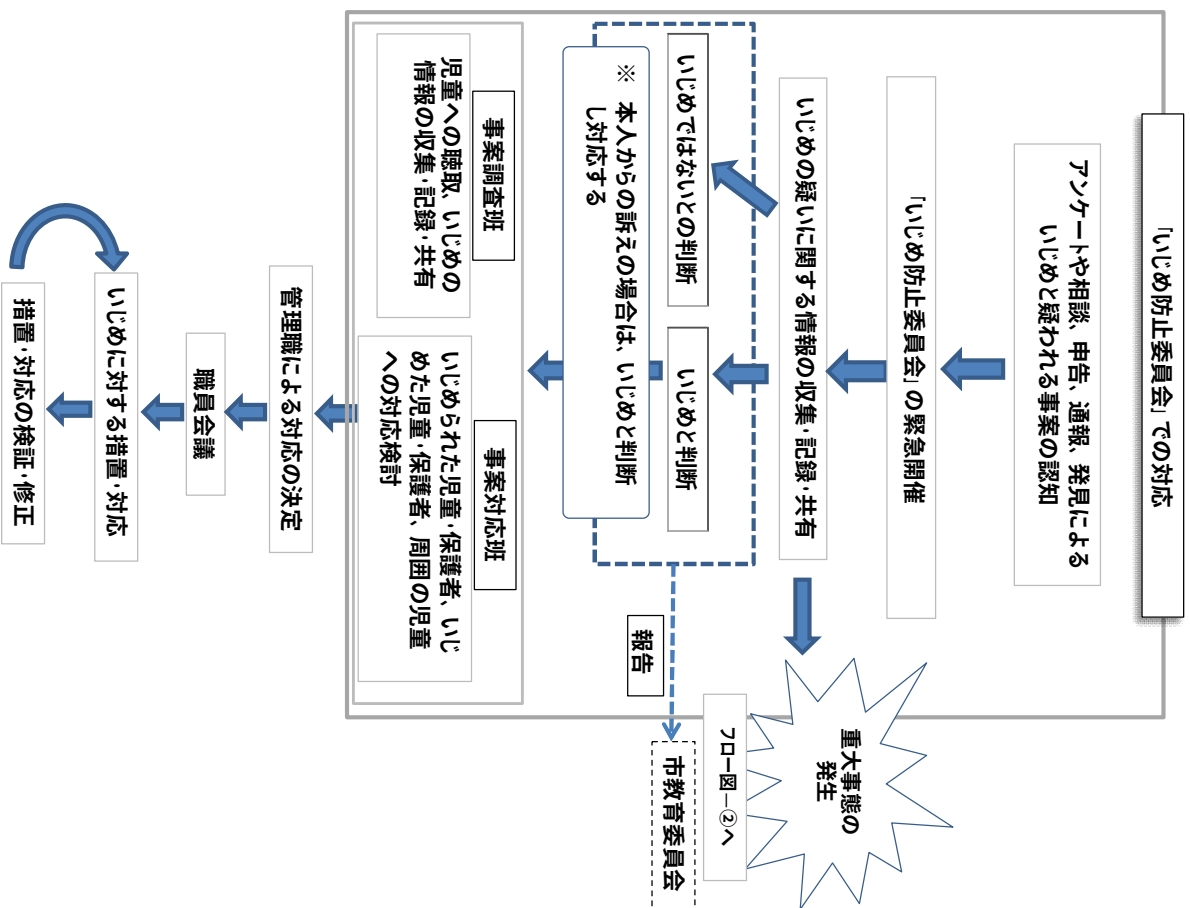
- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存
- ・特段の支障がなければ公表

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

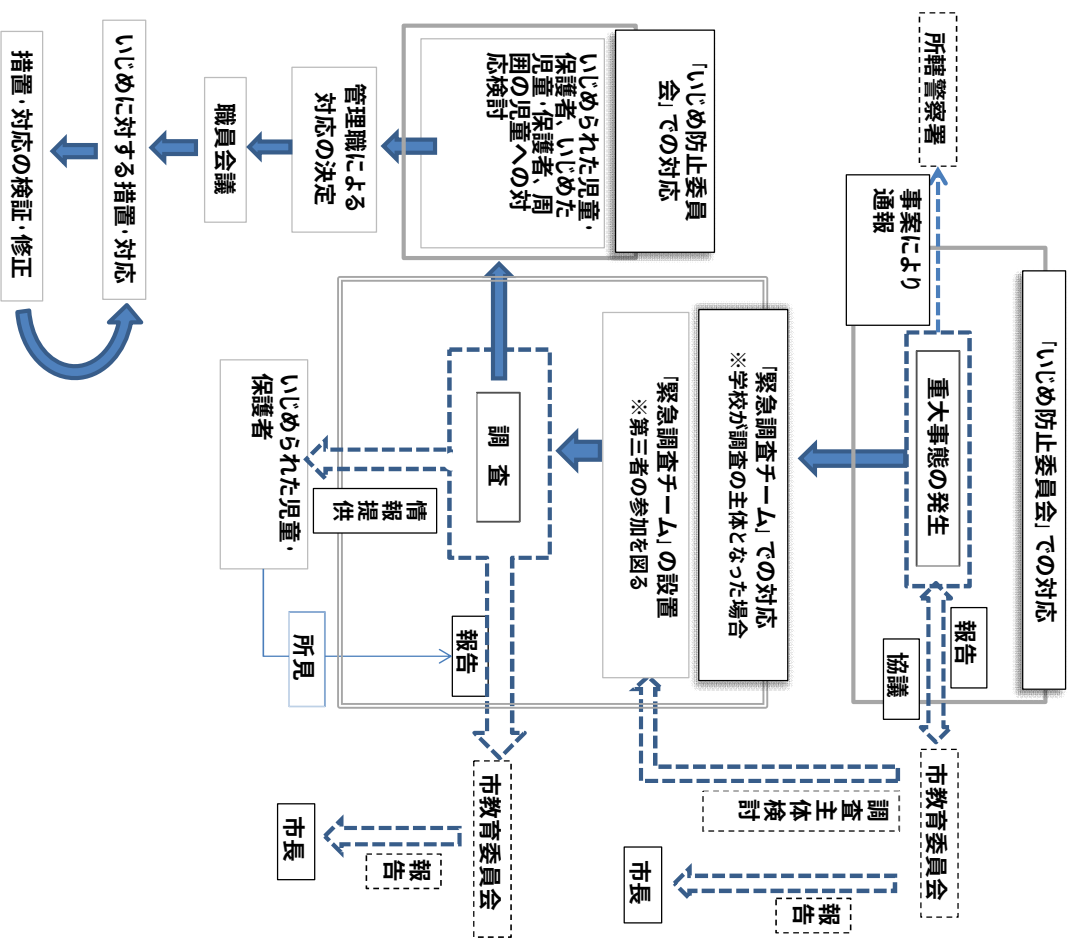
- ・いじめの早期発見のための取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

○ いじめ事案への対応フロー図-①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

○ いじめ事案への対応フロー図-②



※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
 ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う